

津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書

伊勢市（以下「市」という。）と有限会社二軒茶屋餅角屋本店（以下「角屋本店」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、角屋本店が管理する施設を地域住民などの津波緊急避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、津波緊急避難所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 角屋本店は、角屋本店が管理する次に掲げる施設を津波緊急避難所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	旧神社小学校
所在地	三重県伊勢市神社港294番地
所有者	伊勢市
構造等	R C造 4階建て
建築年月	昭和54年8月
使用場所	管理教室棟 屋上・4階旧教材室及び旧教育相談特別支援教室
使用場所の面積	使用場所 合計 約 765 m ²

2 市は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、角屋本店の了解の下にて行うものとする。

3 角屋本店は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難所としての使用が不可能となるときには、市に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、角屋本店及び地域住民等が津波緊急避難所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 市及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 市は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が施設の一部を破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、市と角屋本店で協議を行うものとする。

（利用者責任）

第6条 角屋本店は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所の表示、公開）

第7条 市は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、令和7年3月1日からその効力を有するものとし、市と角屋本店が文書をもって協定の解除を通知しない限り、令和17年2月28日までその効力を持続する。ただし、市と角屋本店との建物等使用貸借契約が継続している場合に限る。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、市と角屋本店が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と角屋本店が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年2月28日

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

三重県伊勢市神久6丁目8番25号

有限会社二軒茶屋餅角屋本店

代表取締役社長 鈴木 成宗